

「平成 16 年度国民経済計算確報及び平成 12 年基準改定結果」 利用上の注意

1. 「平成 16 年度国民経済計算」は、平成 5 (1993) 年に国連が勧告した国際基準 (93 SNA) に基づいて推計を行っている。

2. 国民経済計算は、最新年 (度) の数値を「確報」として公表するとともに、前年から新たに利用可能となった基礎統計を反映させるため、更に 1 年遡って再推計を行い、「確々報」として公表している。また、「産業連関表」等の基幹的統計が 5 年ごとに整備されるのに合わせて、体系基準年 (名目値のベンチマークとなる年) の改定 (基準改定) を行っている。

今回は、平成 12 年を対象年次とする「産業連関表」、「国勢調査」等を基に新たなベンチマークとなる平成 12 年の名目値を推計し、また「平成 15 年住宅・土地統計調査」等数年ごとに実施される調査など、毎年の確報、確々報推計時には利用できなかった基礎統計や、一部基礎統計の遡及改定結果も推計に反映させている (「平成 12 年基準改定」)。「平成 16 年度国民経済計算」においては、これらの結果に基づいて平成 16 年 (度) 計数 (確報値) の推計を行っている。

3. 「平成 12 年基準改定」の遡及推計期間は原則として平成 8 年以降だが、支出系列については平成 6 年以降について遡及推計を行っている。

ストック計数の作成にあたっては、昭和 45 年をベンチマークとして、平成 7 年以前については平成 7 年基準、平成 8 年以降については平成 12 年基準のフロー計数を積み上げている。

(注 1) インフレーター水準の接続を行った結果、対応するフロー計数が改定されていない平成 7 年以前のストック計数についても、今までに公表している平成 7 年基準のストック計数とは一致しない点に留意されたい。

4. 主な推計方法の見直し

「平成 12 年基準改定」及び「平成 16 年度国民経済計算」においては、利用可能な基礎統計を反映させることに加え、下記のとおり推計方法の一部見直し等を行った。

<生産・支出面の計数について>

(1) 生産系列 (実質値) への連鎖方式の導入

国民経済計算における実質化手法に関し、支出系列には平成 16 年 12 月に連鎖

方式を導入済みであったが、生産系列にも連鎖方式を導入した（フロー編主要系列表3「経済活動別国内総生産」及び附表2「経済活動別の国内総生産・要素所得」）。採用した連鎖方式は、実質値については前暦年基準ラスパイレス型、デフレーターについては前暦年基準パーシェ型であり、参照年（デフレーター＝100となる年）は平成12年である。また、付加価値の実質値を算出する手順として、ダブル・デフレーション法（実質産出額と実質中間投入額の差をもって実質付加価値額とする方法）を引き続き用いている^(注2)。（考え方の詳細については、国民経済計算調査会議 第7回基準改定課題検討委員会 資料2 (http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/050614/ki_jungiji.html) を参照されたい。）

なお、従来の固定基準年方式による生産系列も公表している。

(注2) 加法整合性のある前暦年基準実質値の段階で加減算を行っている。

(2) コンピュータ・ソフトウェア産出額の推計方法の改定及びパッケージ型ソフトウェアの取得の総固定資本形成への計上

コンピュータ・ソフトウェア^(注3)の産出額について、推計精度向上の観点から、「受注型」及び「パッケージ型」に分け、さらに「パッケージ型」を「業務用パッケージ」、「ゲームソフト」、「その他のソフト」に分けて推計した。

また、従来は「受注型」のみが総固定資本形成に計上されていたが、新たに「パッケージ型」の取得についても総固定資本形成にも計上した（無形固定資産残高にも計上）^(注4)。

(注3) コンピュータ・ソフトウェアは、下記の3つに大別することができる。このうち、インハウス型については、基礎統計の制約等により、現状では推計を行っていない。

- ・受注型（オーダーメイドで外部に委託開発して購入したソフト）
- ・パッケージ型（一般に市場で購入される既成ソフト）
- ・インハウス型（自社や政府内で開発されたソフト）

(注4) 「ゲームソフト」の国内需要分は家計最終消費支出のみに計上され、総固定資本形成には含まれない。

(3) 帰属家賃の推計方法の改定

「持ち家の帰属家賃」について、持ち家と借家の属性・環境要因等の違いを考慮するよう推計方法を改定した。具体的には、基準となる年次（平成10、15年など）の計数について、同等な属性等を有する借家の家賃を直接持ち家の家賃へ対応させる直接外挿法を採用し、考慮する属性は、「所在地（都道府県別）」、「構造（木造／非木造）」、「建築時期（7区分）」とした。（考え方の詳細については、国民経済計算調査会議 第7回基準改定課題検討委員会 資料4 (http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/050614/ki_jungiji.html) を参照されたい。）

(4) 一般政府の固定資本減耗の推計方法の改定

道路、ダム等の社会資本に係る固定資本減耗について、ストック勘定における計数と整合させるため、フロー勘定における計数の推計方法を 93 SNA 勧告に適合するよう改定した。具体的には、推計の基礎となる名目投資額を取得価格（簿価ベース）で評価していた従来の推計方法に代えて、ストック勘定の推計から算出される再調達価格（時価ベース）による名目時系列データを用いる方法（取得時の名目投資額に直近時までの価格変化率を乗じて再調達価額を推計）を採用した。（考え方の詳細については、国民経済計算調査会議 第 8 回基準改定課題検討委員会 資料 3（<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/051031/kijungiji.html>）を参照されたい。）

(5) 生命保険産出額の推計方法の改定

生命保険産出額は次式により推計されるが、「平成 14 年度国民経済計算」（平成 13 年度確々報値）以降、民間生命保険会社について下記の改定を行っている。今回、当該改定の考え方を生命保険全体に適用するとともに、平成 12 年度以前にも適用して遡及改定を行った。

「産出額」

= 「受取保険料」 - 「支払保険料」 + 「財産運用純益」 - 「準備金純増額」

①財産運用純益（「財産運用益」 - 「社員配当金額」）について

「社員配当金額」として、従来適用していた「社員配当金総額」に代えて「財産運用益を源泉とする社員配当金」を適用。

②準備金純増額について

「準備金純増額」の推計対象から、剰余金処分のための準備金である「社員配当準備金純増額」を除外。

<分配面の計数について>

(6) 介護保険における推計方法の一部変更について

介護保険給付は、これまで「その他の現物社会保障給付」として一括計上していたが、そのうち「高額介護サービス費・福祉用具購入費」については、給付内容に鑑み「払い戻しによる社会保障給付」^(注5)として取り扱うよう変更し、「住宅改修費」については、「現物社会移転以外の社会給付」として計上（「平成 12 年産業連関表」では、家計による当該支出を持ち家の修繕費（中間投入）と位置づけ）するよう変更した。

(注5) 払い戻しによる社会保障給付とは、受けたサービスに対して家計が支払った分の一部または全部が後ほど支給されるものである。

(7) 政府管掌健康保険における「特別保険料」の推計方法の改定

政府管掌健康保険における「特別保険料」には、社会負担から本来除くべき国庫負担分（中央政府から社会保障基金への経常移転）が含まれていたため、平成8年度～12年度分について今回取扱を適正化した。（平成13年度以降については対応済）

なお、平成15年度に特別保険料は廃止されている。

(8) 組管管掌健康保険における「調整保険料」の計上

組管管掌健康保険における「調整保険料」^(注6)については、他の保険制度との整合性を保つために社会保障負担として計上するのが適当であることから、今回平成8年度～13年度分について遡及改定した。（平成14年度以降については対応済）

(注6) 健康保険組合連合会が実施する交付金交付事業の財源とする目的で、各健康保険組合が徴収し、健康保険組合連合会に対して拠出するもの。（原則として事業主と被保険者の折半負担）

<資本調達・ストック面の計数について>

(9) 土地資産額の推計方法の改定

非金融法人企業の土地資産額の推計にあたっては、市町村毎に、面積×平均単価（いくつかの調査地点の地価より推計）を求めているが、市町村合併に伴い平均地価水準が大きく変動していることから、実態にあわせた平均地価推計方法の補正を行った。

また、一般政府の土地資産額（国有地）については、国有財産台帳の評価替え（平成7年及び12年）を基準に、「市街地価格指数」を用いて補間している。今回、平成13年以降については「市街地価格指数」のみで補外するのではなく、平成15年の台帳価格を取り込んだ調整を行った。

(10) 「資金循環統計」の遡及改定等に伴う対応

日本銀行は平成17年3月に「資金循環統計」を遡及改定した。

金融勘定の計数を遡及改定された「資金循環統計」に対応した計数に改定した。

(11) 厚生年金基金の厚生年金代行部分積立金返上の記録方法

平成 15 年から厚生年金基金の代行部分に対応する積立金を厚生保険特別会計に返上する取引が発生している。これを厚生年金基金（民間金融機関）から、厚生保険特別会計（社会保障基金）への資本移転として計上した。

金融機関部門から社会保障基金（一般政府）への代行返上にかかる資本移転額は以下のとおり。

平成 15 年度	3,536.4（10 億円）
平成 16 年度	5,385.4（10 億円）

(12) 株式に関する推計方法の改定

非上場株式については、類似業種比準価額方式に準ずる方法を用いて全業種一括して推計していたが、業種別に推計する方式に改定した。

また、平成 12 年度に類似業種比準価額方式の計算式が改定されたため、平成 12 年以降の推計における計算式を変更した。

従来帳簿価格としていた公的非金融企業、公的金融機関及び中央政府の保有株式についても、市場価格で評価した（地方政府及び社会保障基金については対応済）。

非上場企業への対内直接投資（株主資本）を推計し、計上した。

<その他>

(13) フロー編付表 6 「一般政府の部門別勘定」の修正

今般の推計作業の中で、取扱に修正すべき点が判明した以下の項目等について、平成 8 年度に遡って修正を行った（関連する計数表も合わせて修正した。）。

- ・老人医療給付費負担金（中央政府から地方政府への二重計上を修正）
- ・日本国有鉄道清算事業団の承継国債償還額（中央政府から産業への資本移転を修正）：平成 15 年度
- ・本州四国連絡橋公団の債務一部減免（中央政府から産業への資本移転として計上）：平成 15 年度
- ・中小企業金融公庫（旧中小企業総合事業団、うち信用保険部門）への政府出資金（準備金）の減額分（中央政府から産業への資本移転として計上）：平成 11～15 年度
- ・中央政府から地方政府及び居住者への資本移転（地方政府への資本移転には公的企業向けが含まれていたためこれを控除し、居住者への資本移転へ変更）

(14) 労働時間数の公表形式及び推計方法の変更

雇用者一人当たり労働時間数は、従来、日本標準産業分類に従った産業分類に

より表章してきたが、国内総生産や就業者数、雇用者数等と同様にSNAにおける経済活動別分類に従って表章することとした。

当該系列は、従来は毎月勤労統計調査より得られる産業別一人当たり労働時間数等を基に、常用労働者数合計の産業別ウェイトを用いて産業別一人当たり労働時間数を加重平均する方法で産業の組み換え処理等を行うことにより推計していた。国民経済計算で表章される雇用者数は、主業・副業毎に1人と数えるとともに、有給家族従業者を含んでいることから、今回より、できる限り個々の産業毎の副業率、有給家族従業者の労働時間数を反映させて産業別の労働時間数を把握した上で、別途推計した産業別延べ労働時間数の構成比等を用いて産業の組み換え処理を行う方法に変更した。

(15) 政府関係諸機関の分類

平成16年度中に行われた政府関係諸機関の統廃合、独立行政法人化、株式会社化等を踏まえ、国民経済計算における分類やその見直しを行った（政府関係諸機関の分類は別添のとおり）。

なお、別添の分類表への掲載範囲の見直しも行った（「特別の法律により設立される民間法人」のうち、平成9年以降に民間法人化されたもので、従来は別添の表に未掲載であった日本行政書士会連合会等を追加。一方、完全民営化された東日本旅客鉄道株式会社等を削除）。

5. 項目の名称変更等

以下はいずれも名称の変更であり、項目の内容を変更するものではない。

(1) 国内総生産

従来、わが国の国民経済計算では、民間最終消費支出等の支出面（需要面）から捉えた国内総生産を表す名称として「国内総支出」（Gross domestic expenditure）という用語を用いてきた。しかしながら、当該項目は、国内で生産された財貨・サービスに対する海外における需要である輸出を含む一方、海外で生産された財貨・サービスに対する国内需要である輸入は控除されており、国内総生産に対する支出を意味するものであることから、項目の内容をより適切に表す名称として「国内総生産（支出側）」（Gross domestic product (expenditure approach)）という用語を用いることとした。

また、生産面から捉えた国内総生産についても、これに合わせて、「国内総生産（生産側）」（Gross domestic product (production approach)）という用語を用いることとした。

(2) 純貸出(+)/純借入(-)

従来、わが国の国民経済計算では、資本調達勘定における実物取引表のバランス項目の名称として「貯蓄投資差額」という用語を用いてきた。しかしながら、当該バランス項目には、一般的な貯蓄投資バランスの概念に含まれない資本移転の受払が含まれていることから、項目の内容をより適切に表す名称として、「純貸出(+)/純借入(-)」という用語を用いることとした。これに合わせて、金融取引表における対応項目についても、従来の「資金過不足」という用語を変更し、「純貸出(+)/純借入(-) (資金過不足)」とすることとした。なお、93 SNA マニュアルにおいても、両項目は“Net lending or borrowing”とされている。

また、フロー編付表6「一般政府の部門別勘定」中の資本調達勘定・実物取引表において、新たな項目として「プライマリーバランス」(「純貸出(+)/純借入(-)」+「支払利子」-「受取利子」)を表章することとした。